

体制による地域婦人層の掌握過程(1) : その 戦前的系譜

CHINO, Yoichi / チノ, ヨウイチ / 千野, 陽一

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

11

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

62

(終了ページ / End Page)

96

(発行年 / Year)

1964-07-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00017637>

体制による地域婦人層の掌握過程 (1)

—その戦前的系譜—

千野陽一

序

- 一、歴史的概観
- 二、仏教教団と婦人教化活動の展開
- 三、大陸侵略戦争と体制による婦人の集団的社會活動の容認
- 四、地方改良運動の展開と農村地域婦人団体の創出
- 五、全般的危機の到来と地域婦人団体の官僚統制開始

序

わが国において、最近、戦前における反体制婦人運動——都市中産婦人層および労働婦人層をそれぞれそのになり手とするブルジョワ婦人運動ないし社会主義婦人運動——の研究は、かなりのすすみをみせている。それに反して、わが国の圧倒的多数の地域婦人がそこに網羅的にかこいこまれていった体制内婦人団体の形成過程にかんする

歴史的究明は、ほとんどすすんでいないのが現状である。いっぽう、戦後、文部省主管による地域婦人会ないし地域婦人団体とよばれる数多くの婦人集団が、多かれ少なかれ体制的婦人教育・家庭教育の主要な場として再編成されてきているが、これらの婦人集団の展開構造は、戦前における体制内婦人団体の伝統と無縁ではない。したがって、戦前における体制内婦人団体の形成過程の究明は、戦後における地域婦人団体の性格ないし運動構造の解明に間接的な接近をこころみる結果にもなる。

こんにち、地域婦人会ないし地域婦人団体というばあい、それは町村Ⅱ地域在住の家庭婦人を網羅的に組織する婦人団体としてとらえられ、その組織体系として町村婦人会→郡市連合婦人会→都道府県連合婦人会→地域婦人団体連絡協議会（「地婦連」）が考えられる。この地域婦人会ないし地域婦人団体という用語は戦後熟したものであり、戦前には、これらの用語にかわって「系統婦人会」ということばが主として文部省によってもちいられた。しかもこの用語の一般化は、昭和期以降の比較的新らしい時期からである。昭和五年暮に文部省によって、地域家庭婦人の全国的組織「大日本連合婦人会」が創設され、七年末にその組織論が展開されるが、そのなかではじめて系統婦人会ということばが使用されている。そこでは、「系統婦人会は、「地位、職業、資産、趣味、信仰等の諸条件に関係なく」、町村Ⅱ地域居住の全婦人を網羅的に組織し、修養・奉仕を目的とする婦人団体、町村Ⅱ地域を基盤に、町村↓都市↓府県↓国へと「下から上への一大体系」をもった婦人団体と規定されている。^①この「系統婦人会」概念は、部分的修正をほどこされながらも、そのまま現在の地域婦人会ないし地域婦人団体に継承されているといっても大きなあやまりはない。しかし、こんにちの地域婦人会ないし地域婦人団体を形成した歴史的文脈は、文部省による系統婦人会路線のたんなる継承といえるほど単純ではない。

したがって、この小論では、明治期以降における体制による地域婦人層の掌握過程——体制内婦人団体の形成過程——に、体制的婦人観の変容過程をからませつつ照明をあて、地域婦人会ないし地域婦人団体の戦前的系譜をあきらかにすることを意図している。

(1) 片岡重助「系統婦人会の経営と指導」、雑誌『家庭』(大日本連合婦人会機関誌)、昭和八年六月号付録。

一 歴史的概観

わが国における地域婦人団体形成の歴史的系譜は、日本資本主義の全般的危機の開始期までに、ほぼつぎのようになどりうる。

わが国においては、第一次世界大戦以前の段階では、権力による地域婦人層の直接的把握、その全国的組織化の姿勢はほとんどみられていない。明治以降、わが国絶対主義権力は、家父長的家族制度の強化をささえとして、地域家庭婦人を強大な戸主権・夫権へ隷属させ、その社会的活動を抑圧し、婦人の役わりをもっぱら家庭内におしとどめてきた。したがって、ここでは、家庭婦人と社会とのかかわりあいには、つねに戸主・夫をとおして間接的にのみ容認されたのであり、強固な家族制度の維持がみられるかぎり、地域婦人層の体制による直接的把握は、とりたてて必要とされなかったからである。

しかし、体制が公然と地域婦人層の組織化にのりだす以前、すでに、明治二〇年代以降、さまざまなかたちで地域婦人層組織化の胎動がみられていく。まず、明治二〇年初頭から、仏教教団なかならずく真宗教団による、教勢拡大を主目的にした仏教婦人会の組織化が地域でみられ、婦人層の宗教的教化・風儀改善のうごきはじまる。この

なかで、地域婦人団体の主要な活動内容の一環としての教化活動の原型が、幕藩体制下における仏教婦人講の再編成をおして定着されていく。ついで、日清戦争・北清事変・日露戦争とあいつぐ大陸侵略戦争遂行過程で、『愛国婦人会』（明治三四年創設）を典型とする、軍事援護団体的特徴をそなえた婦人団体が都市中心に結成されていき、地域婦人団体の主要な活動内容の他の一環としての軍事援護活動の原型が創出されていく。また、明治三〇年代末期から戦後経営の時期にかけて展開をみる、文部省→通俗教育・内務省→地方改良の路線にそって、それぞれ地方小学校教員、または町村名望家層に配するに小学校教員によって、地域家庭婦人層の部落または部落→町村単位での網羅的組織化が新らたにはじまり、地域婦人団体の末端組織形態の創出がおこなわれていく。

ところで、大正期、第一次世界大戦をへた日本資本主義の全般的危機の到来は、体制の婦人層支配の基盤、家長的家族制度そのものを根底からゆさぶりはじめる。都市労働運動の高揚、とくにそれにはげまされた小作争議の激化のもたらす農村婦人層の深刻な動揺を背景に、このころようやく、権力による地域婦人層の直接的把握が日程にのぼってくる。

米騒動（大正七年）を契機に、大正九年から一〇年にかけて各地方の郡段階でみられはじめた郡長の主導、郡長→小学校長の系列による町村婦人会設置→郡連合婦人会結成のうごきは、権力による地域婦人層の全国的統一的把握のまえぶれであり、地方レベルにおける官僚による地域婦人団体の創出・統制の開始を意味するものであった。この過程で、旧幕藩体制以来の村落における各種の婦人「講」の近代化、明治以降結成の前述各種婦人団体の再編成が積極的に講じられていく。同時に、このうごきは、大正八年文部省普通学務局における社会教育行政主

管課（第四課）の発足以来整備に整備をかさねる社会教育行政機構の発展をふまえて、全国的な地域婦人団体の本格的組織化を意図しつつ、昭和五年暮に発足させられる「大日本連合婦人会」の組織的基盤づくりを用意するひとつの伏線であった。

いっぽう、この時期は、日本資本主義の発展を背景に、都市中間層の広汎な形成がみられる時期でもあった。それにともない、ようやく権利意識にめざめはじめた都市小市民婦人層・有識婦人層などいわゆる「中産婦人」の婦人の地位向上——教育機会の均等・婦人参政権獲得などをほぼ共通要求としたブルジョワ婦人運動の成熟がみられてくる。体制は、すでに大量のプロレタリアートの創出を背景にして生まれた社会主義婦人団体、赤瀾会の成立（大正一〇年）を端緒とするこの時期の社会主義婦人運動の徹底的な弾圧、その影響力の中産婦人層からの遮断をはかるとともに、市民的婦人団体リーダー層への直接的なはたらきかけを媒介にして、これら中産婦人層全体の掌握の必要にせまられていく。

その明確で決定的なあらわれは、昭和四年以降、教化総動員とともに内閣によって実施される「消費節約、勤儉貯蓄国民運動」展開のなかで、東京・大阪二大都市所在の市民的諸婦人団体にたいする直接的な「国策協力」よびかけであった。いっぽうで婦人参政権容認の媚態をしめしながら、他方、第一次大戦以降金融恐慌をへて進行する破局的財政收拾のための「経済国難」打破のうったえによって、中産婦人層の素朴なナショナリズムをてこにしつつ、体制は、市民的婦人団体リーダー層の大半の協力獲得に成功していった。この運動は、地方中心都市への普及傾向をしめし、中産婦人中心の「婦人連合会」の数多くの結成をうながしていく。ここにみられた「中産婦人の動員」¹が、大日本連合婦人会の組織基盤づくりを用意する他のひとつの伏線であった。しかし、この時期における経

済国難打破の線での中産婦人層の国策協力獲得は、かならずしも直線的に、それらの市民的婦人団体全般の、新たな官制婦人組織―大日本連合婦人会―へのかこいこみの道をきりひらくものではなかった。なぜなら、それは、これらの諸婦人団体の性格をつらぬく自由主義的傾向のゆえに困難であったからである。これらの市民的諸婦人団体の完全な体制内再編成は、のちにふれるように、日中戦争以降にもちこされていく。

さらに、いわゆる満州事変を契機とするファッシズム期への急速な移行過程で、愛国婦人会・大日本連合婦人会などの婦人団体の軍事援護団体化と掌握対象・組織範囲のひろがりやがめだっていく。内務省主管（のちに厚生省）の「愛国婦人会」が、この時期、昭和七年の定款改正をへて市町村―部落段階での地域婦人の網羅的組織化にはじめてのりだし、これと前後して、軍部、とくに陸軍省によって、「家庭国防」「赤化防止」をねらいにした「大日本国防婦人会」―わが国最初のファッシズム婦人団体―が、満州事変を機にして新設される（昭和七年）。また、文部省主管の大日本連合婦人会は、会勢拡大・組織強化とともに、国際連盟脱退をきっかけに「非常時女性訓練運動」の展開からいちじるしく軍事援護団体化の傾向をつよめていく。ここに軍事援護活動に重点をおきつつ、ほぼ同様な事業内容をもちながらも、主務省をことにする前記三婦人団体が、全国各地で地域婦人層組織化にし、のびをけることになったのである。

とくに、掌握対象のひろがりの観点から注意しなければならないのは、国防婦人会の組織活動である。国防婦人会はファッシズム婦人団体としての性格をもつがゆえに、農村婦人の組織化はもとより、大日本連合婦人会・愛国婦人会がともに組織しえなかった都市下層の家庭婦人の組織化をふくめて、その組織網を工場・企業の労働婦人のうにまでひろげていく。強力な軍部の力を背景に、農村家庭婦人、都市下層の家庭婦人、都市労働婦人を、体制が地

域・職域で組織化する可能性を、この国防婦人会がはじめてきりひらいたといってもよい。こうして、この時点で、権力支配の網の目からこぼれおちているのは、もはや、都市中産婦人層のみになったのである。

しかし、やがて、陸軍省新聞班パンフレット『国防の本義と其強化の提唱』の発表、「国体明徴事件」をへてのファツシズム体制確立過程のなかで、権力は市民的婦人団体にみられた自由主義的・個人主義的傾向の徹底した「葺除」にのりだす。このような圧迫を背景に、日中戦争とともに都市中産婦人団体のあいだにいち早く侵略戦争支持の姿勢もあらわれるが、翌年以降の常会組織整備のすすみとともに、都市中産婦人団体の多くがその活動の停止を余儀なくされ、中産婦人層もまた体制内婦人組織へくみこまれていく。

さらに大平洋戦争開始とともに権力は、「高度国防国家体制」の名のもとに、昭和一七年、前述の三団体をも、体制的婦人単一組織「大日本婦人会」へ強行的に統合させ、ここに、わが国全婦人層の体制による一元的網羅組織体制が完了したのであった。

(1) 神近市子「中産婦人の動員」、同『現代婦人読本』、天人社、昭和五年。

二 一 仏教教団と婦人教化活動の展開

わが国において、地方婦人層のあいだに、近代的な婦人団体結成の萌芽がきざしはじめるのは、明治二〇年前後からのこととみてよい。このころ、明治初期以来の啓蒙思想家による市民的婦人観の普及、あるいは自由民権運動の影響、さらには鹿鳴館に象徴される欧化主義開明政策の影響は、地方婦人の知識欲を刺激し、自主的な婦人修養団体結成に力をあたえる。しかし、他方すでに明治一〇年代からはじまる伝統的な儒教主義的婦人観の急速な復

活・抬頭⁽¹⁾は、婦人の自主的活動の萌芽を圧殺する力となってはたらく。

これらの諸影響の相互のからみあいのおかげで、市民的婦人觀の相對的優位のうえに、明治二〇年前後から、地方上流ないし中流以上の婦人層——いわゆる「中等婦人」——をにない手とする婦人団体の活動が、ようやくめだつてくることに注目したい。「女子ヲ教育シ女子ノ知見ヲ広メ互ニ知識ヲ交換シ又ハ社会ニ婦人ノ位置ヲ高カラシムル」ことを目的に結成された「婦人ノ集合体」が「随分少ナカラス」という報告⁽²⁾は、婦人の新知識吸収への意欲・地位向上へのねがいにささえられ、近代的な市民的婦人觀に立ちつつ創設された自主的な婦人団体の、地方レベルでのかなりの普及をしめしている。⁽³⁾これらの婦人団体は、會員構成のはばもひろく、「官吏ノ細君」「商人ノ娘」「近世ノ教育ヲ受ケタル若夫人」というように、地方都市上流家庭の妻女がその中心となっていたことがわかる。⁽⁴⁾また「男尊女卑ノ弊風」・「學問ノ必要」などの講演題、「英語」・「編物」などの講習内容は、これらの婦人団体の活動内容が近代的・啓蒙的・知的色彩を濃厚にもっていたことをよくしめしている。⁽⁵⁾

しかし、このような地方都市上流家庭の妻女中心の婦人団体を、地域の婦人大衆をもそこにまきこんで發展させていく社会的条件は、当時、ほとんど成熟していなかったといつてよい。その發展の困難は、そうじていえば、近代的小家族經營の道をきりひらく農民解放の經驗をもちえなかったわが国明治社会において、その近代的市民的婦人觀の論理が浸透力をしめしうる基盤をもちえなかったことにもとめられねばならない。⁽⁶⁾このことは、家族主義的国家觀を基本思想とする教育勅語制定へのうごき、あるいは西欧的近代的家族制度創出を意図したポアソナード民法草案の拒否の過程のうちにもあきらかにされていく。ともあれ、これらの近代的婦人觀にたった婦人団体は、二〇年以降の「国粹主義」的風潮の高揚のまえに、その近代的市民的要素をつみとられ急速に生命力を失なっていく

が、それと同時に、同一階層の婦人層の組織化の主導権を仏教婦人会にゆずらざるをえなくなっていく。

二〇年代初期には市民的婦人観から一定の影響を受けながらも、以降急速にその影響力をふりすて儒教主義的婦人観を基軸にすえつつ、「国家の元氣のその裏面よりの養成⁽⁷⁾」というように、国家主義的要素を儒教主義的婦人観に結合させつつ、婦人団体の組織化をとおして地方婦人層の宗教的教化運動にあゆみだしていたのが、仏教教団、なかんずく真宗教団であった。日本仏教史上最大の危機といわれた明治初年の神仏分離・廃仏毀釈の打撃からの回復を、二〇年前後から国家権力への積極的迎合によってはかる真宗教団は、教勢拡張運動においてとくに婦人層を重視する。真宗教団は「宗教的教化に最も感応し易きものは婦女子を以て第一⁽⁸⁾」とし、キリスト教団の女子教育活動を徹底して排撃しつつ「女学の振興」を叫ぶとともに、信徒婦人を軸にして一般婦人の教化活動を組織していったのである。

仏教婦人会組織化のきっかけは、明治一〇年代末から二〇年代初頭にかけての仏教界における教勢拡大の気運をたくみにとらえた、水溪知応（真宗築地正覚寺住職）・長岡乗薫（真宗在家信徒・印刷業）のコンビによる『婦人教会雑誌』（のちに『婦人雑誌』と改題）の創刊（明治二〇年二月）によってつくりだされる⁽⁹⁾。この雑誌の目的は、仏教による「婦人の令徳」の確立・時勢に適した「婦人の要務」の啓蒙と同時に、雑誌を媒介にする各地真宗派婦人「講」の再編強化をとおした真宗教団の教勢拡張であった。島地黙雷・井上圓了・大内青巒・赤松連城・大洲鉄然などの協力をえたこの雑誌は、五〇号までに二万四千の発行部数をしめすとともに、二年後には、三〇をこえる「地方婦人教会」（のちに「仏教婦人会」と通称されるようになる）の組織化に成功する。地方婦人教会の大多数は、「紳士豪農商の夫人令嬢」を中心会員とし、地方中心都市に結成されたものであった。新時代に相應する「衛

生」・「家事整理」・「育児」・「家庭教育」などの新知識の吸収という啓蒙的・近代的側面を重視しながらも、婦人教会では、儒教主義的婦人觀を基底にした仏教の真理による婦人の徳性の涵養という教化的側面がもっとも大きな比重を占めている。

ところで、真宗教団による婦人教化運動は、その対象を中央・地方の上流婦人層に限定しているわけではない⁽¹⁰⁾。地域婦人団体の系譜にかかわる、地域での一般家庭婦人層の組織化もすでにみられはじめていた。婦人教会の結成に触発された、末寺住職・戸長などをふくめた地方名望家層による、村落単位の一般家庭婦人層の組織化がそれである。とくに、真宗教団はその宗派組織が部落共同体機構に密着し、部落住民全体が信徒であるばあい⁽¹¹⁾がしばしばあり、他教団に比較して地域婦人の網羅的組織化には有利であったことも、このうごきをたやすくしたものと思われる。

村落単位の仏教婦人会は文字どおり教化団体であった。都市中心の婦人教会にみられた女子教育の向上・新知識の習得という啓蒙的・知的側面はまったく欠落し、風俗改良を目的にする宗教的教化に全力がそそがれている。その典型的事例として、明治二二年、「豪家の援助」によって結成され郡下五カ村に支部組織をもった島根県「雲州婦人教会」および同年に末寺住職の設立になる三重県大貝戸村の「婦人和讃講」の活動内容をみてみよう。前者では月一回の定例会がひらかれているが、その内容は「奉仏者の心得」・「安心立命の如何」など仏教説話の聴従、⁽¹²⁾「他人に対する礼儀」など作法習得、娯楽をかねての「正信偈和讃」の練習であった。⁽¹³⁾聴従とともに、会名どおり和讃練習が中心であった。

いまのところ、村落における仏教婦人会の普及度はかならずしもあきらかではない。しかし、村誌・史、郡誌・

史あるいは地方教育史には、「婦人団体」あるいは「教化団体」の項に、しばしば「仏教婦人会」の記述がみられていることから、他教団系の仏教婦人会をあわせれば、それはかなりの数にのぼるものとおもわれる。いずれにしても、わが国地域婦人団体はその基本的性格として、一貫して教化的側面をつよくもっていたのであるが、その原型はすでにこれら仏教婦人会のうちにみいだすことができるし、それゆえに、地域婦人団体再編成過程で占めた仏教婦人会の大きな位置が推察される。

(1) たとえば『幼学綱要』の発行（明治一四年）、『婦女鑑』の刊行（明治二〇年）を想起するだけで、この傾向のたかまりを容易に理解することができる。

(2) H・K 「女子教育卑見」、『上野教育会雑誌』第二三号、上野教育会、明治二二年。

(3) この種の婦人団体は、この群馬地方だけにみられたものではなかった。他の事例をあげておく。岡山県では婦人教育向上を目的に、姫路婦人共愛会⁴が明治二二年に設立されている。婦人の責務を「往事の炊事、裁縫」に局限した伝統的婦人観を批判し良人を補翼し、「家事を整理し、或は幼児を成育して英才を輩出し、富貴を計り光榮を輝かす」ことを新時代の婦人の役わりとし、そのための「婦人教育の向上」を追求する考えが、その趣意書にしめされ、そこでは鮮明に個人主義的・功利主義的立場がうかがわれる（『姫路婦人共愛会の趣意書』、『婦人教会雑誌』第二〇号、明治二二年、東京婦人教会）。

(4) (5) H・K 前掲。

(6) もっとも、これらの婦人団体のがわにも、活動目的・活動内容の質において、その普及を困難にする現実遊離・欧米文化模倣の弱点の内在を指摘できる。「殊更ニ日本ノ中等婦人に必要ナラサル飛ヒ離レタル事柄ヲ撰ヒテ其好奇心ヲ満足シ徒ニ外觀ヲ裝飾」し、「生計家道ニ入用ナル着美ノ事柄ヲ度外ニ置ク」（同前）という批判は、かなりの確にその欠点をついたものと思われる。

(7) 「重ねて宗教弘通に女学校の必要を論じ併せて其実力ある実証を挙て勸む」（説話）、前掲『婦人教会雑誌』第四一号、

明治二四年。

- (8) 井上圓了「仏教家は何故に女学校を設立せざるや」、同前第五〇号、明治二五年。
- (9) 水溪知応「本会一周年延祝」、同前第二二号、明治二一年。
- (10) 地域婦人団体の系譜とは直接には関連しないが、真宗教団による大衆婦人の教化活動の場として、村落とともに、早くから工場、とくに紡績工場があったことを指摘しておく。たとえば、長野県須坂町の製糸工場俊明社に「信正婦人教会」(明治二二年)が組織されたのを端初に(同前、第二二号、明治二二年)、京都製糸会社女工の「京都婦人教会」への集団加入(同前、第三三号、明治二三年)、鐘ヶ淵紡績会社の「自省会」の創立(同前、第四八号、明治二五年)、三二年の深川モスリン紡績会社の「工女教会」の創設(同前、第二三七号、明治三三年)がみられている。
- (11) 吉田久一『日本近代仏教史研究』、吉川弘文館、昭和三四年。
- (12) 前掲『婦人教会雑誌』第二三三号、明治二二年。
- (13) 同前、第一五号、明治二二年。

三 大陸侵略戦争と体制による婦人の集団的社会的活動の容認

わが国絶対主義政治体制確立過程において、近代的市民的婦人観が敗北し、儒教主義的家族主義的婦人観が国家主義的要素によって補強されつつ、体制公認の論理としてたしかな地歩をきづいていったが、この時期は同時に、わが国資本主義の形成期でもあった。後進国日本の資本主義化の道は、いきおい軍事的侵略的性格をつよめざるをえなかった。以後、日清戦争・北清事変・日露戦争へとひきつづく大陸侵略戦争をとおして帝国主義的繁栄を追求するわが国においては、その体制的婦人観も、一面では軍国主義的色どりをあきらかにしていく。婦人を社会・国家からきりはなし前近代的な家族制度の内がわに跼蹐させる儒教主義的婦人観は、「近代戦争」という国家的危機

体制による地域婦人層の掌握過程

状況が要求する婦人の戦争協力という課題のまえに、あらためて婦人と国家との関係をといただかれていかねばならなかった。儒教主義的婦人観への国家主義的軍国主義的要素の結合をもとめる権力の努力は、すでに明治一〇年代末に開始されていた。⁽¹⁾しかし、伝統的婦人観が軍国主義的色彩を決定的にくくしようとしていくのは、日清戦争の危機がさけることのできない切実感となって人々に意識される、明治二〇年代後半だといえる。

女子教育界第一人者として名声をほしきままにしていた下田歌子は、明治二六年、女子責務中最大の要務として家事経済をとりあげ、それが「其国を富ませ其世を開明にする基礎」となるのべ、国家への婦人の「責務の至大至重」さを強調している。⁽²⁾地方女子教育者または有識者層の女子教育論が、国家目的と遊離した伝統的女子天分論の限界をこええないでいるとき、⁽³⁾下田のこの所説は注目にあたいる。⁽⁴⁾それは、婦人の第一の天分、家政の責務の重視・強調とその国家富強の道への関連を明確化することによって婦人の国家意識を喚起しつつ、日本資本主義の発展方向——侵略戦争にたいする婦人の協力の合理化を誘発せしめるものであったからである。

しかし、下田に代表されるこの見解は、まだ上層階級の婦人個々の国家的自覚をうながしたにすぎず、婦人の集团的な社会活動の積極的な肯定を意味するものではなかった。軍事援護的側面に局限されていたとはいえ、婦人の社会的活動を公然と要求する主張の出現は、翌二七年、開戦をまぢかにひかえ、じゅうらい反藩閥・反軍国主義を標榜しつつづけていた徳富蘇峰の軍国主義へのあざやかな転換に象徴される軍国主義的風潮のたかまりを、その背景にふまえねばならなかった。

明治二七年、開戦の必然性を予見した槐陰散史は、「東学党を有平糖金花糖の類と思ひ……朝鮮は朝鮮飴の本場なりと覚える」婦人の社会問題・国際問題への無関心をなげき、婦人に「今少しく天地を拡大」し、「公共心、企

業心」をつよめることを要請する。⁽⁵⁾ このような主張は、儒教主義的婦人観が、近代戦争遂行という国家的危機状況においても、なお婦人の自発的協力の発動を封じざる矛盾をつき、主として軍事的要請から儒教主義的婦人観の部分的修正をはかるとともに、婦人の社会的活動進出を期待するものであった。このような世論のなかで、開戦を期に婦人の集団的な軍事援護活動が自発的に各地で展開されていく。『婦人恤兵会』などの名称を冠した婦人軍事援護団体の創立が、はじめて地方にみられたのもこの時期である。前述の各地の仏教婦人会も、真宗教団における本願寺門跡の積極的戦争支持の表明（たとえば「軍人勅諭書」）をささえに、かっぱつな軍事援護活動を展開していく。

昭和期体制内各婦人団体に共通する軍事援護団体的性格の原型は、すでに、この時期における婦人団体の活動にみることができるが、この種の婦人団体の体制による公然たる容認・奨励——じつは、それは抑圧されつづけてきた婦人の集団的社会的行動の容認をも意味する——と、その一般的普及は、北清事変を契機とする『愛国婦人会』の設立（明治三四年）、それにひきつづく日露戦争時における地方婦人軍事援護団体の簇出と大はばなその活動の展開までまたれなければならない。その理由はなにか。強硬な大陸進出論者として著名であり、早くから婦人の戦時活動の組織化を着想していた、愛国婦人会の陰の推進者近衛篤磨の日清戦争終結三年目の発言、「婦人将来の覚悟」が、この間の消息を知るひとつの手がかりを提供する。

近衛は、「日本の女は、男の後方にばかり付いて居たが、今後は然ふでなく仕て貰ひたい」とのべ、軍事的側面からの要望に比重をかけ、(1)自立心の養成、(2)活動の活発化、(3)報国心の強化、(4)健康への留意、(5)内助の功と、五項目の要望を「婦人将来の覚悟」として開陳している。儒教主義的婦人観で最重要視される「内助の功」は、近

衛によれば第五項目へ位置づけられている。近衛は伝統的な婦人道德の徳目ともいうべき「優婉従順」を否定し、婦人の社会的進出を勧奨しながらも、他方ただちにことばをかえして、「社会の事でも、慈善事業でも、自分から表面に出て為さねばならぬといふは大なる間違で」「間接に国益になること」がのぞましいとのべ、婦人の社会的活動参加の道を拒否するのである。⁽⁶⁾

婦人の社会的活動をめぐる近衛のこの逡巡と発言の矛盾の背景をみてみる必要がある。第一に、「女子は内事を治むるもの」という根づよい儒教主義的婦人観からの反撃の予想がある。しかし、第二に、その内容が国家目的に直結する軍事援護事業であるにせよ、婦人の社会的集団活動の容認により、天皇制絶対主義体制の基盤である家長的家族制度をゆるがすものとして権力が極力その弾圧をはかった「男女同権思想」ないしは「女権拡張運動」をすでに天皇制の敵対物として登場しつつあったプロレタリアートの動向を背景において、ふたたび誘発する危険な傾向の発生を予想しなければならなかったからでもあろう。

事実、のちに『世界婦人』（明治四〇年創刊）によって、婦人の政治的解放運動を展開する景山英子は、日露戦争時における愛国婦人会の活動をとりあげ、「之（愛国婦人会——筆者）を組織する幾万の会員は、その総裁を始めめとして皆な悉く日本法律が無能力者を以て遇するの婦人也。而も又、政府当局者を始め社会一般は之が功績を称讃して措かざる也」として、「日本政府の為す所……相矛盾し相反対するの事実甚だ多きを見る」ときびしく政府を論難し、愛国婦人会員の政治的集団活動を逆手に、治安警察法改正の要求がもつ正当性の論拠としている。⁽⁷⁾ 近衛の憂慮は杞憂ではなかったわけである。

ところで、大陸進出実現の追求に急であった日本政府にとって、明治三四年の北清事変の勃発は、まさに絶好機

であり、同時にそれを境にして体制は婦人の集团的社会的活動容認へふみきっていく。北清事変において、軍事体制強化策の一翼としての軍事援護を目的とする婦人団体の結成・組織化の気運は急速に熟していく。その直接的契機となったのは、奥村五百子の愛国婦人会設立の計画であった。早くから女流大陸進出論者として知られ、すでに朝鮮における実業学校経営の経験をもっていた奥村は、北清事変派遣慰問隊参加のなかで「国家は兵力に依つてその安寧を保持せざるべからざるを思ひ、茲に軍人遺族の救護事業を起し、以て軍隊後顧の憂へなからしめむ」と考⁸⁾え、そのための全国的婦人団体創立を決意したといわれる。奥村の精力的な奔走もあり、近衛もこのたびは動揺をおしきって積極的な援助をあたえていく。

このようにして「朝野知名の貴婦人」(皇族・華族・県知事夫人・高級将校婦人)中心の「軍人遺族、廃兵救済を正面の目的」、「日本の婦人の社会的教育、日本家庭の改良進歩を副目的」とした婦人の「国家慈善事業団体」¹⁰⁾が、わが国においてはじめて全国組織を確立していく。その組織過程において、内務省→県知事・陸海軍省→高級将校の系列で権力から公然とした支援がなされていること¹¹⁾に注目しなければならぬ。もともと体制が極力抑圧してきた婦人の社会的集团的進出が、体制みずからによって容認・奨励されたからである。

ここにおいて、この体制による容認を、伝統的婦人観の修正によって一面で合理化し、反面、その一般大衆婦人なかんずく労働婦人の社会運動・反体制運動の導火線を阻止する論理的操作が要求される。この作業を民間においてみごとになしとげた一人が、愛国婦人会発起人の一人であり、婦人雑誌『女鑑』(明治二四年創刊)の編纂者として、また三輪田高等女学校創立者としても令名高かった女子教育家、三輪田真佐子であった。

三輪田はまず、婦人に見忘れがちな徳目「報国の念」を前面におしだすことによって、国策に応じた婦人の社会

活動展開の合理化をはかる。家政・育児を軸とする「内事」に婦人の役わりを限定する伝統的な婦人天職論に原則的に賛成しつつも、それが一面では国家的諸問題に無関心な婦人層を生みだす原因であることをきびしく批判し、この矛盾をとくため、「報国の念」の強調によって、伝統的な「内事観念」の内容を婦人天性論（慈悲心・惻隱の心）を援用しつつ、「婦女にふさはしい国家事業」にまで拡大・修正するのである。彼女は、「内とは一家に取りては一般の家政及び家庭教育の如き、亦一国に取りては一切の慈善事業及び風教の如き婦人らしき本務を果すに在り」とのべている。⁽¹²⁾「一切の慈善事業」のうちに軍事援護活動がふくまれることはいうまでもない。同時に三輪田はふたたび伝統的婦人天職論を論拠にし、これらの諸事業は、一家の主婦たる責任をじゅうぶんにつくしてなお「余力の許す限り」においてなされるべきことを強調することを忘れない。⁽¹³⁾ 伝統的婦人観によるこの限定の正当化は、実質的には婦人の社会的活動をごく一部の上層婦人にのみ特権的に許容する結果をもたらし、同時に間接的に、一般大衆婦人の社会活動はもとより社会運動を抑圧する鋭利な武器ともなった。事実、愛国婦人会は、地方町村段階での上層婦人を会員に吸収しながらも、昭和七年の定款改正までは、市町村段階での事業実施をゆるしていなかったのである。⁽¹⁴⁾

ところで、三輪田の所説があいついで発表された明治三五年前後には、さきにみた仏教婦人会とは系譜をことにした、かなりの数にのぼる婦人団体が地方で設立されている。⁽¹⁵⁾ その多くが地方中心都市に誕生しているが、その設立趣旨は「慈善主義により婦徳を涵養する」（栃木県婦人協会——三四年設立）、あるいは「女子の本分を完ふし、兼て一般女子の風俗矯正を図る」（京都府熊野郡貞静婦人会——三五年設立）⁽¹⁶⁾ とうたわれているように、「慈善事業」ないし「婦徳涵養」「婦人美風奨励」という教化活動の展開にあるが、いずれも日露戦争時には軍事援護事業

をかつぱつに展開しているのが特徴であり、会員は「有志婦人」・「篤志婦人」とよばれるように地方中流以上の婦人層であった。これらの諸団体は三輪田の所論にほぼ相応じた婦人観を基底にすえた婦人組織といつてよく、そのかぎりでは、三輪田の所論は、当時の婦人団体の一般動向をかなり正確につかんだうえで理論的に構築されたものと思われる。このように、明治三〇年代にかけてほぼ五年おきにくりかえされる大陸侵略戦争は、伝統的な儒教主義的婦人観の部分的な修正によって、一面では婦人の国家的関心を緊張させつつ、他面で権力による婦人の社会的活動の容認をとりつけさせながら、明治二〇年代にほとんどみられなかった新らしい性格の婦人団体を生みだしていったのであった。

これらの婦人団体は、戦時には国家の軍事的要求にそつて軍事援護活動をくりひろげ、平時には二〇年代仏教婦人会から継承した一般的慈善活動ないし教化活動をおこなつていたのであるが、日露戦争後、一般的にはその活動は停滞状況におちいついていく。しかし、そのうちのある部分は、大正期後半に入り、会員の新たな拡大によつて、地域婦人団体に再編されていったものと思われる。

- (1) 「女子を教育するには国家を思ふの精神を養成すること極めて緊要なり」として、国家主義教育を強調した森有礼が、すでに明治一八年、文部省御用掛時代に、女子教育の具体的方法として、「丁年に達して軍隊に入る前母に別れる図、困難に際して勇戦する図、戦死の報告母に達する図」を女生徒にしめすことによつて軍国主義的教育を構想していること(文部省『学制八十年史』、文部省、昭和二九年)は、あまりにも有名である。
- (2) 下田歌子「にはのをしへ」、『婦女雑誌』第三卷第五号、博文館、明治二六年。
- (3) 『婦女雑誌』社会欄への地方読者の投書をみよ。
- (4) 中央レベルでは同様な見解はしばしばみられる。石崎政汎(篁園)も「家政の務は婦人に適した最良の職務」であり、

体制による地域婦人層の掌握過程

それが「間接には国家の盛衰を誘起する大任」にむすびつくとおべている（石崎政汎「家政学」、同前第三卷第九号、明治二六年）。

- (5) 槐陰散史「日本女子の天地」、同前第四卷第一三三号、明治二七年。
- (6) 近衛篤磨「婦人将来の覚悟」、『大日本婦人教育会雑誌』第一〇一—一〇三号、大日本婦人教育会、明治三十一年。
- (7) 卷頭無署名論文「政治上に於る婦人の自由」、『世界婦人』第二号所収、世界婦人社、明治四〇年。
- (8) 小笠原長生『正伝奥村五百子』、南方出版社、昭和一七年。
- (9) (10) (11) 三井光三郎『愛国婦人会史』、愛国婦人会史発行所、大正元年。
- (12) 三輪田真佐子「婦人と公共心」、前掲『大日本婦人教育会雑誌』第一四六号、明治二五年。
- (13) 同「婦人界の事業」、同前第一四九号、明治三五年。
- (14) 小原新三「更生したる愛国婦人界と地方自治」、雑誌『斯民』第二七編第八号、昭和七年、中央報徳会。
- (15) たとえば松山の松操会——明治三三年創立、京都篤志者婦人会・小樽婦人教会・諏訪婦人会・神戸婦人教育会・盛岡婦人慈善会・栃木婦人協会——明治三四年創立（以上前掲『大日本婦人教育会雑誌』第一四〇号、明治三四年）、萩婦人会・石巻婦人会・信濃城下婦人会・奈良婦人会・上田婦人説話会・宮崎婦人会——明治三五年創立（同前、第一四二—一四四号、明治三五年）などは、そのいくつかの例だろう。
- (16) 栃木県教育史編纂会『栃木県教育史』第五卷、栃木県連合教育会、昭和三四年。
- (17) 熊野郡役所『京都府熊野郡誌』、熊野郡役所、大正一二年。

四 地方改良運動の展開と農村地域婦人団体の創出

既述のように、明治二〇年代から三〇年代にかけて婦人団体の組織化がかなりすすんでいるが、その成員は、村落における仏教婦人会をのぞいては、多かれ少なかれ、地方中心都市の上流ないし中流以上の婦人層に限定されていた。したがって、これらの婦人団体は地方婦人団体とはいえても「地域婦人団体」といえるものではなかった。

掌握対象としての婦人層を、とくに農村において地域ぐるみ網羅的に、間接的にはあったが体制がわから組織しようとするうごきは、日露戦争前後から戦後経営にかけての時期に胎動しはじめる。そのなかで、いわば地域婦人団体の組織原型づくりがみられていく。

この時期は、地方改良運動がその有力な事業団体としての半官半民の教化団体「報徳会」の創立（明治三八年）をともしつつ、内務官僚中心に、地方町村ではなばなく展開されていく時期であった。日露戦争をへて帝国主義段階に急速に移行する日本資本主義は、階級的矛盾をさげがたくあらわにさせていく。農村には、寄生地主制の確立・商品経済の浸透にともしない、地主・小作の階級的対立が顕在化し部落共同体秩序の動揺がはじまる。地方改良運動は、このような部落共同体解体の危機を回避しつつその地主的再編をはかり、同時に民主主義思想・社会主義思想の農村への侵入の未然の防止のために、「道徳と経済の調和」をとく報徳思想にその精神的支柱をもとめつつ、自治振興を旗印に、地主中心の町村名望家層をにない手とする精神的教化運動の色彩を濃厚にもつ。

この教化運動への民衆動員体制の一環として、町村¹地域において戸主団体・青年団体などとともに、婦人団体が部落もしくは町村居住のすべての婦人を網羅して結成されていく。それらは、「婦人会」（熊本県北小国村・新潟県金沢村・徳島県勝占村）、「母の会」（愛知県豊阪村・茨城県弓馬田村・福島県笈川村）、「家庭会」（静岡県積志村）、「自彊婦人会」（滋賀県上小川村）、「婦女会」（富山県横田村）、「教育会婦人部」（岐阜県恵那郡¹）など、さまざまな名称をもつ。地方改良運動では、「婦人の活動は（内務省選定——筆者）優良町村の一つの資格」とされた²のであり、以後多くの町村または郡で策定される「町村是」「郡是」においても、婦人団体の組織化がかならず計画されていく。

ところで、これらの婦人団体は、じつはその原型を運動初期に横範町村例として全国に宣伝された諸町村（たとえば、静岡県庵原村、稲取村・広島県広村など）の婦人団体にまでさかのぼりうる。これらの町村では、報徳思想による教化活動を基底に町村振興実行団体として戸主団体（戸主会・斯民会・自彊会・教育会などとよばれる）がまず結成される。しかし、町村振興事業実施過程で、主婦の理解・協力を無視しては、町村振興の全村的動員体制確立の困難さが、しだいに当事者間に体感され、運動への主婦の自発性誘発のために戸主団体とならんでその機能の補足・協力団体として、婦人団体の直接的な組織化がおこなわれていく。³⁾これらの婦人団体には婦人の天職とされる家政・育児・衛生・料理などの研究習得が期待されるとともに、戸主団体と連携して風俗改善・勤儉貯蓄などの報徳思想による教化事業の実行がきわだって強調される。同時に、副業奨励など実業的事項が重視されているが、これは、のちの地方改良運動のなかで内務官僚の間接的指導のもとに新らしく生みだされる婦人団体にはみられない特徴である。

さて、前述のように、婦人の社会的集団活動は、体制的婦人観からはぎりぎりのところまでさけられていた。しかし、地方改良運動において町村振興の実をあげるには、初期模範町村の例にみたように、戸主団体の「扶翼」・協力的性格を基本にした婦人団体結成は必然であった。このことは、「自治振興」の名のもとにも、地域婦人の社会的集団活動の必要性の体制がわの黙認をひきおこさざるをえない。運動の本格的展開とともに、婦人団体の活動内容およびその性格・機能の変質をもたらしながら、この傾向はいっそう顕著になっていく。

前述のように、地方改良運動の本質は、農村救済の鍵を主として精神的解決にもとめた教化運動であった。したがって、運動のひろまりとともに初期模範町村で比較的重視された生産活動ないし実業的側面は、婦人団体におい

ても急速に欠落していくと同時に、教化的側面の圧倒的重視がめだってくる。一例をあげよう。運動の比較的初期には、岐阜県恵那郡下の地方改良団体のひとつであった町村教育会婦人部会の「準則」(明治三八年制定)に定められるように、「風儀改善」「勤儉貯蓄」など教化的項目について「官庁、公共団体ノ産業関係奨励事項ノ卒先実行」という実業的項目が重視されているし、「肥後の理想郷」として初期優良町村のひとつに数えられた熊本県北小国村の婦人会でも「勤儉節約を第一義」としつつも、養蚕などの副業の奨励を会事業のひとつとして重視している⁽⁵⁾。しかし、戊申詔書煥発をへた四二・三年段階になると、婦人団体の活動内容からは、実業事項はほとんど消えさ⁽⁶⁾っていく。「勤儉力行、風習の改良振興」(上小川自彊婦人会)、「婦徳ヲ養成スルハ勿論家事経済及ビ看護法」⁽⁷⁾(笈川村母ノ会)、「小学校と家庭の連絡、道徳経済の道を講ずること、家庭に於ける衛生思想の発達、奢侈防止、勤儉力行の奨励、家庭の円満」⁽⁸⁾(積志村家庭会)などに表現される活動内容から推察されるように、教化的側面への比重がきわめて大きくなってきている。

事業内容が変化するだけではない。初期の戸主団体の補足・協力機関としての婦人団体の性格づけも、運動展開過程で変質させられていく。各地方町村の町村是策定運動において、戸主団体・青年団体・婦人団体(ところによって処女会ないし耆老会をふくむ)が「一村自治の補足機関」⁽⁹⁾としてワン・セットで設立の奨励をされていくが、そこでは婦人団体がすでに他の諸団体とならんで独立的な位置を得ていることがわかる。したがって、このころには婦人団体は、事業内容の変質ともからみあった、戸主団体から独立した地域婦人の一般的教化機関として考えられるようになっていたと思われる。

それはなぜか。その究明のために、まず、これらの婦人団体の指導者ないし組織者がだれであったかをみる必要

がある。それらには主として小学校教員が動員されているのが特徴的である。すでに中央レベルで明治三八年末からの文部ラインによる小学校教員の社会教育への動員開始（地方青年の補習教育をおしての精神指導、あるいは通俗教育一般をおしての国民思想健全化をねらいとして）はよく知られている。これにさきだつて、地方レベルではすでに、小学校を「其地方ニ於ケル文化ノ中枢」ととらえ、「市役所若クハ町村役場ト協力シ進ンテ社会教育ノ普及発達ヲ図ルヘシ」とし、県訓令によって小学校教員に地域婦人層組織化・指導をふくめた全村的民衆教化活動を要請している事例もあつた。⁽¹⁰⁾ 事実、地方改良運動の本格的展開以前、日露戦争前後から「母ノ会」（岐阜県恵那郡）・「母姉会」（広島県草木尋常小学校）・「母姉懇話会」（奈良県笠置村）などとよばれ、町村または部落単位に地域婦人を網羅した婦人団体が「学校と家庭の連絡」「家事」「育児」「衛生」など知的啓蒙的側面をふくみつつ、「婦徳の修養」あるいは「風俗改善」などを目的にして小学校教員によって創立されはじめている。

いっぽう、地方改良運動も、もともと当初から町村理事者に配するに小学校教員の全村的教化活動を期待したのであつた。当時内務省地方課長としてこの運動に指導的役わりをになつた井上友一は、すでに明治四〇年、優良町村の類型を、塔型（理事者中心）・梯子型（理事者・教育家中心）・ピラミッド型（理事者・教育家・資産家中心）・榊型（理事者・教育家・資産家・宗教家中心）と四分し、小学校教員の協力を全面的に期待していた。⁽¹¹⁾ このような井上友一の構想は、運動のひろまりとともに急速に地方教員にもうけいれられていつている。明治四三年、東京府教育会は「社会の先導」として「常に市町村教化の中心たること」を教員に期待し、「家族制度及び祖先崇拜の慣習の保存発達、風儀の改善、人智の開發」を図る方策として、町村の地方改良機関「教育会、産業組合、衛生会、農会、兵事会、婦人会」と「氣脈を通じ協同一致して事に當る」ことを指示しているのはその一例にすぎな

⁽¹²⁾

い。一般に、地方改良運動における教員の役わりは「道徳上の自治は教育者が分担し以て市町村民の道徳及び精神方面の事を、法律上の自治は市町村吏員が主として分担すべきもの⁽¹³⁾」として定式化されていく。前述のような「母ノ会」「母姉会」などが、運動のすすみのなかで、地方改良機関に再編されていった例は多いものと思われる。

小学校教員がその能力を發揮しうるのは、もともと教化的側面であったが、この時期における婦人団体の事業内容の変化——実業的活動のずり落ちと教化活動の一義的重視——は、教員層の全面指導を受け入れる条件をととのえていたし、逆に教員の参加によって教化的側面のいっそうの強調がみられたと考えるもよい。

ところで、地方改良運動のなかでの婦人団体の性格・機能変化——戸主団体の補足・協力機関から独立的な婦人教化団体へ——促進の背景には、その指導者・組織者の問題とともに、つぎのような社会的条件を考慮に入れておく必要がある。

この時期は、いうまでもなく、都市における社会主義思想の普及・社会主義運動の高揚の未然の防止のために、権力による弾圧の嵐が吹きすさんだ「冬の時代」であった。このころ、社会主義の立場から婦人参政権運動をねばりよくすすめていた景山英子の『世界婦人』の発禁はもとより、『青踏』によった平塚雷鳥らの市民的婦人運動さえも「家庭組織を破壊し日本従来の女徳を乱す」（平塚の評論集『円窓より』発禁の理由⁽¹⁴⁾）として弾圧されたのであった。このような家父長的家族制度崩壊のきざしのなかで、ようやく動揺をみせようとする農村婦人対策の摸索を、体制がせまられていくのもこのころからである。中央レベルでは、その婦人対策は、自由主義思想・社会主義思想の徹底的弾圧のくりかえしであったが、地方レベルでは、婦人層支配の一步すすんだ方式が創造されている。それが、すでにみたように、戸主団体をつうじての間接的な婦人層把握をのりこえた戸主団体からの婦人団体

の独立による集团的把握と、教育勅語・戊申詔書によって思想的武装をほどこされた小学校教員層によるその直接的な掌握であり、それは、必要におうじて生みだされていった地域婦人層の新らしい支配様式であった。

しかし、地方改良運動のなかで創出されたこれらの婦人団体も、第一次世界大戦前後を境とする地方改良運動の一般的停滞と軌を一にして沈滞にむかうとともに、さらに新らしい段階をむかえねばならなくなる。日本資本主義の全般的危機の開始期にますます激化する諸矛盾を、経済的支援をぬきにした「道徳と経済の調和、駢進」「勤儉力行、消費節約」の常套文句のくりかえし以上に一步も出ない教化運動によって解決しようとするむなしどころみは、早晚破産せざるをえなかったからである。その後の地域婦人団体は、小学校教員層を指導者とする婦人教化機関としての性格をいよいよ強化し、後述のように、大正期後半に入るとともに、より直接的な官僚統制の網の目につつまこまれていく。

- (1) 婦人会・婦女会・婦人部というばあい、既婚婦人集団のみを意味しない。女子青年層をふくめた婦人集団が圧倒的に多いことに留意する必要がある。女子青年としての独自の社会的役割りの確認は一般に大正期以降にみられはじめ、処女会の結成とともに「婦人会」等からの女子青年の分離過程が急速にすすむ。
- (2) 中新川郡教育会『富山県中新川郡教育史』、郡教育会、昭和一五年。
- (3) 羽田貞義『通俗教育資料講座』町村自治と報徳教』明誠館、大正五年。
- (4) 恵那郡役所『恵那郡是提要』、明治四二年。
- (5) 矢田増次郎『肥後の理想郷』、前掲『斯民』、第二編第五号、明治四〇年。
- (6) 園田武熊『上小川の自彊会と長沢の幼稚学校』同前第四編第一二号、明治四三年。
- (7) 笈川村役場『河沼郡笈川村村是』、明治四四年。
- (8) 『自彊会と家庭会』、前掲『斯民』、第四篇第二号、明治四二年。

- (9) 「新潟県下の諸会合」、同前第四篇第五号、明治四三年。
- (10) 広島県教育委員会『広島県教育八〇年誌』昭和二九年。
- (11) 井上友一「地方人心の一新」、前掲『斯民』、第二編第五号、明治四〇年。
- (12) 「小学校教師と市町村教化事業——東京府教育会調査」、同前第五編第九号、明治四三年。
- (13) 羽田前掲書。
- (14) 帯刀貞代『日本の婦人』、岩波新書、昭和三二年。

五 全般的危機の到来と地域婦人団体の官僚統制の開始

第一次世界大戦終結まぎわ、大正七年夏、富山の漁民主婦の集団行動に端を發し、全人口の四分の一をまきこみほぼ二カ年にわたって全国各地に激發した米騒動は、わが国資本主義の全般的危機の開始をしめすものであり、家長的家族制度崩壊の危機への警鐘でもあった。以後、全般的危機の深化は民主主義思想・社会主義思想を民衆のあいだにひろく浸透させるとともに、労働争議・小作争議を激化させるいっぽう、明治期すでにその普及をしめそうとしていた反体制婦人運動を急速に成長させ、同時に女子職業分野のいちじるしい拡大をとみなわせつつ、体制がわの婦人層支配の砦、家長的家族制度とそれにかかわる体制的婦人観をいっそうはげしくゆりうごかしていく。

このような事態をみとおして、体制がわは、絶対主義勢力とブルジョアジーの複雑な妥協の過程をへつつ、すでにその補強措置を講じようとしていた。大正六年九月發足の臨時教育会議は、諮問第六号「女子教育ニ関スル件」の答申（七年一〇月）において女子教育の基本目的の再設定Ⅱ体制的婦人観の再構成をとおして、危険思想防止対

策に重点をおきながら、国家主義的要求からの部分的修正をほどこしつつ、伝統的な儒教主義的婦人観を補強していく。と同時にこの会議において政策化される社会教育行政機構のひきつづく確立過程のなかで、以後全面的におこなわれていく全民衆掌握対策の一環として、権力による直接的な婦人層把握の行政的展開がじょじょに具体化されていく。

もつとも、すでにふれたように、それ以前に家族制度解体の危機とその回避策としての婦人対策の必要性が、体制がわの意識にのぼっていなかったわけではない。たとえば、地方改良運動の有力な指導者であり大正六年には文相の位置にあった岡田良平にみられるつぎのような発言は、中央レベルでの絶対主義官僚の婦人対策にのぞむ典型的な態度であろう。「女子は外部に立ちて働らく者で無く、家庭にありて子女を立派な国民とし、立派なる人としてよく国家の為にやることが、女子の天職となる処である。これを否定することは絶対に許さぬ⁽¹⁾」と語る岡田は、大正六年段階にいたってもなお、絶対主義官僚にふさわしく、近代的市民的婦人観をきびしく排斥し、国家主義によって補強された伝統的な儒教主義的婦人観を再度強調することによって婦人層の動揺を阻止しようとしたのであった。

しかし、地方にあって、比較的農村大衆に接近した立場からすでに家族制度解体のきざしをみていた天野藤男（内務省嘱託）のばあいは、ことなった態度をしめしている。女子青年の組織者、「処女会」の父として知られる天野は、家族制度の動揺の要因を「農家人口の溢加」「農家経営の困難」という資本主義発展が生みだす諸矛盾と、「教育の進歩」「交通の発達」によみとる。彼は平塚らの坐折を「婦人問題の終熄」ではなく「其潜在」とみ、極度の「質素」のなかで「静かに眠りつつある農村婦人」の早晩の覚醒を必然と考える。そのさい、農村婦人が「一

齊に理想と抱負なき急速な自覚をしたならば、田園生活の根底に影響を及ぼし、容易ならぬ問題を惹起する」ことを恐れた彼は、地方改良運動批判のうえにたつて、「都会の暗黒面を紹介し、都会に対する憧憬を冷却する」のみでなく、積極的な移殖民対策をも配慮しつつ、「農村の経済を豊かにし（処女が）安心して土着できる農村振興の方策」の確立を前提に、農村女子青年の組織化とその陶冶によって婦人層動揺の未然の防止策を構想・実践している。⁽²⁾

天野のえがく理想の農村婦人像は「善良なる公民・健全なる国民」（青年団に関する第一次訓令）たるべき男子の内助者としての「従順なる善良なる母」であり、そのかぎりでは、「良妻賢母」という伝統的体制的婦人観となるものではない。しかし、「婦徳の訓練」を一義的に重視しつつも、処女会の事業内容に「婦巧の練磨」・「日常必須の知能とくに農事趣味の涵養」というように、女子青年の生産活動の訓練を強調している点、農村問題解決の鍵を「農村経済の充実」・「農民の独立」とみた、彼の経済的合理主義的立場にも注目しなければならない。⁽³⁾しかし、天野が女子青年の地域における網羅的組織化をうちだすことによって地域婦人団体に包摂されてきた女子青年層組織的に分離して掌握する道を体制にさししめたことは重要である（大正七年処女会中央部創設から、昭和二年大日本女子連合青年団結成へ）。

ところで、第一次大戦以降はじまる絶対主義天皇制機構の全体的なきしみは、家族制度崩壊阻止のために、婦人対策の重要性を、権力にいつそうきびしく認識させていく。第一に、爾後その激化が予想される帝国主義的角逐の国際的競争場裡で勝利するためには、一般婦人大衆の活動を家庭内に局限してきたじゅうらいの良妻賢母主義的教育観ないしは儒教主義的婦人観を修正し、国家的観点の強調による「国策協力」への一般婦人大衆の似而非自発性

の喚起が必要になる。このさい、すでに指摘してきた「容認」的態度から権力みずからによる体制的婦人観の修正ないし新たな定式化という積極的な姿勢が要請される。第二に、同時に、予想される社会主義思想の波及からの婦人大衆の隔絶がはるかに現実性をもつ緊急な課題となる。第三に、第一・第二の対策と密接にからみあいつつ、伝統的婦人観の維持・補強の要求が、とくに絶対主義勢力からつよく提出される。これらの課題は、いずれもすでにみたように、明治期において部分的には提出ずみのものであり、ときに即して一時的強調がなされたものであった。しかし、一般的にはわが国資本主義の全般的危機の開始、特殊的には明治三〇年代中期以降の急激な女子就学率の向上が、婦人対策を上流婦人層をのりこえた一般婦人大衆の規模で、継続的に一貫して展開することを体制に要求する。

米騒動の直後おこなわれた臨時教育会議の「女子教育ニ関スル件」の答申第一項に定式化された女子教育の一般目的「体制的婦人観の再構成は、上述の体制がわの諸要求が、矛盾をはらみつつも絶対主義勢力・ブルジョア階級の両者の妥協、なかならず前者の強力な発言をふまえて総合・調整されたものであった。そこでは、「答申理由書」に明記されているように、体制の要求する女子教育の一般目的は「我国体及家族制度ニ適スルノ素養ヲ与フルニ主カヲ注ク」（「答申理由書」）ことであった。答申は、じゅうらいの女子教育が「国家観ヲ鞏固ニスルニ至テハ未タ十分ナラサル所アルカ如シ」（同前）という反省にたつて「女子ハ自ラ忠良ノ国民タルヘキノミナラス又忠良ノ国民タルヘキ兒童ヲ育成スヘキ賢母タラサルヘカラス」（同前）として、女子に国家観念涵養を強調する。と同時に「将来民族ノ発展ヲ図ルニハ一層女子ノ体育ニ重キヲ置クコト」（同前）として、将来激化が予想される帝国主義戦争にそなえた健民強兵育成策をおりこませていく。またそれは、家族国家主義思想を基軸とした教育勅語の「聖

旨ヲ十分ニ体得セシメ殊ニ国体ノ觀念ヲ鞏固ニ」(「答申」第一項)することによって、国情に適しない危険思想を排除するとともに淑徳節操重視の精神を涵養し、「舅姑ニ対シ夫ニ対シ女子タルモノノ本分ヲ尽スニ遺憾ナカラシメ」(同前)ることによって、家父長的家族主義の強化・伝統的儒教主義的婦人観の補強をはかるものであった。

ところで、臨時教育會議にみられた女子教育にたいする国家観念の強調は、つぎのような市民的婦人運動の指導者層の第一次世界大戦への反応ともてらして、それなりに自然な説得力をもっていた。戦禍を直接受けることなく大戦景氣をことほぐわが国にあっても、欧米諸国の銃後体制における婦人活動の紹介とともに「一国の興亡」にさししての婦人の国家的役割を強調する声は、前記三輪田の時期に比していっそうつよまっていた。鳩山春子が、「婦人界の得たる欧州大戦の教訓」のひとつとして、「此からの家庭では国家に対する考えを土台として進まねばならない」と⁽⁴⁾とき、婦人と国家のかかわりかたを重視したのはその一例である。また、市民的婦人観の立場から婦人問題の啓蒙につくしてきた福島四郎は、「吾等は従来、主として婦人の幸福の為に婦人問題を提唱して居たが、今や国力増進の為に益々之を熱説しなければならぬ」と⁽⁴⁾とさえいって、市民的婦人運動の海外侵略体制への協力をとく姿勢をしめしている。これらの動向は、昭和期初頭以降、わが国のブルジョワ婦人運動が急角度に「国策協力」へふみきっていく伏線を、すでにこのころからみせていることをしめしているといえよう。

さて、このような日本資本主義の全般的危機開始期における体制的婦人観の再構成をささえにして、権力による婦人層の直接的掌握の胎動が、中央・地方の両レベルで相呼応しつつみられていく。

まず、中央レベルでのうごきをみていこう。前述のように臨時教育會議の「通俗教育ニ関スル件」答申にもとづ

いて社会教育行政機構確立の第一歩がふみだされる。答申によって中央・地方官庁において通俗教育主任官設置決定をみ、大正八年には文部省普通学務局内に通俗教育・図書館および博物館・青年団体などの事項をとりあつかう「第四課」の設置をみる。婦人対策展開のルートがこの第四課をつうじてひらかれていく。第四課が婦人対策に重点をおいて、内務省社会局の密接な協力をえつつ、まず手がけたのが生活改善運動であった。政府は戦後不況克服のため戦後経営の第一着手として、大正八年、「民力涵養ニ関スル」内務訓令をだす。この訓令の「民力涵養ノ根底」五要目中第五項に「国民生活ノ改善」をかかげ、その実行項目として「貯金ノ奨励、時間ノ励行、衣食住ノ改善、簡易生活、冠婚葬祭送迎ノ悪習打破」などを指示し、中央・地方の内務官僚をその宣伝に大動員する。この訓令と食糧問題・勤儉奨励・節約にかんする文部三訓令にもとづき、生活改善運動実行団体である半官半民の「生活改善同盟会」が、大正九年、「社会民衆ヲ教育シ国民生活ノ改善向上ヲ期ス」⁽⁶⁾ことを目的に、第四課のイニシヤチブによって設立される。

第四課発足当時、社会教育そのものが「中心点は思想問題であり、思想問題の教育」⁽⁷⁾と構想されたように、生活改善運動のねらいは生活の近代化・合理化というよりは、本質的には大戦後の恐慌切抜策としての思想善導運動であった。生活改善同盟会の実質上の設立者乗杉嘉寿第四課課長は、運動開始の事情を「思想問題を端的に取扱うことはなかなか困難なことであり、他の方面にもいろいろ反対があったので、実は私がこの方向を採つた」⁽⁸⁾とのべているし、内務省側の同盟会理事田子一民も同様に「生活改善の根底は思想」⁽⁹⁾であり、「国民生活の基礎たる国民精神のレコンストラクション」を前提にしない生活改善運動は無意味だとのべている。

ところで、発足間もない第四課では、予算・人事機構すべての面で、全国的な婦人対策の浸透をはかるのは不可

能であった。それは、ここ当分は内務省によって展開されていく。すでに大正九年、内務省は「処女会並婦人会発達普及ノ趨勢並現状」「処女会又ハ婦人会ニ関スル訓令若ハ設置基準」他三項にわたって地域における処女会・婦人会の実情調査にのりだし、大正一〇年にはそのまとめとして『処女会並婦人会の概況』が同省社会局によって発表されている。それは、このころから、内務省が地域婦人層の組織化とその掌握に直接的にのりだし、それに本格的姿勢でとりくもうとすることをじゅうぶんうかがわせる。

このような内務省のうごきをうながした契機は、婦人会発達の理由として前記『概況』にあげられた、(1)家庭生活・社会生活の改善、(2)時代の趨勢・世態の推移に伴う婦人団体活動の必要性、(3)団体活動による自己修養・社会奉仕事業への尽力、(4)婦徳の修養・日常生活に関する實際的知識の習得⁽¹⁰⁾という四項目を、臨時教育会議で定められた体制的婦人観を念頭におきつつ、(1)勤儉節約による不況克服と思想善導、(2)権力による直接的婦人層支配の必要性、(3)良妻賢母主義の反省と国家的自覚の強調、(4)近代的啓蒙的側面をふくませつつもなおいっそうの家父長的家族制度の補強、と読みかえることによって推察されるであろう。内務省首導による婦人組織化のうごきは、さらに大正一四・五年の二年にわたる各地での婦人講演会・講習会の開催、中央での「家庭経済講習会」(大正一四年一月)・「家庭実務指導者講習会」(大正一五年一月)の開催へと発展していく。

つぎに、地方レベルでのうごきに眼をむけてみよう。文部・内務合作の生活改善運動Ⅱ思想善導運動の展開、内務省調査の実施が開始されはじめたころ、地方では郡段階で内務省末端機関の長、郡長のイニシヤチブによって、ほぼ大正九年以降地域婦人団体連合組織結成のうごきははじまっていく。郡長が町村レベルで婦人会組織者として動員したのは、すでに明治末より文部Ⅱ通俗教育ライン、内務Ⅱ地方改良ラインによって婦人団体組織化にのりだ

していた小学校教員であった。このようにして、郡長→小学校長の系列によって郡連合婦人会が各地に結成されていく。小学校教員層によっておそらく組織されたと思われる地域婦人団体の普及は、大正期に入ってからかなりみられている。大正九年には町村段階で一、九三二、部落段階で二、三六一、その他の段階で一、二七七、計五、五七〇の婦人団体の活動が報告されているが（会員数九〇万弱）、これは六町村一団体弱の普及を意味する。¹¹

事実、第一次大戦以降、危険思想防止のために地域婦人団体の組織化にもっとも敏感な反応をしめたのも地方教員層であった。たとえば、神奈川県旭小学校訓導杉崎正義や福岡県小倉師範学校訓導前田正好などはその例である。杉崎は「今後の国民思想指導上の注意すべき点」として、共通に警戒すべき思想を「誤まれるデモクラシー、物質主義、悪性個人主義、履き違えたる婦人権利思想」とのべ、青年会・処女会等の教化団体とともに婦人団体の設置によって「自覚的忠君愛国、犠牲的精神、自覚的義務観念」などの普及をうったえている。前田の主張もほとんど杉崎と同様である。¹² また、婦人団体組織方法として村落における各種婦人講の再編も、このころから、教員のあいだで注目されはじめてくる。¹³

ところで、郡長→小学校長の系列によって組織された婦人団体の目的は、「婦徳の涵養」と「生活改善の推進」の二つの基本軸にまとめられるが、¹⁴ 二・三の事例によって、その組織化のテンポ・目的・事業内容にふれておこう。まず、比較的初期に組織化がはじまる広島県山県郡のばあいをみてみる。同郡では、大正九年の小学校長会における婦人会組織化にかんする郡長指示と郡長による「婦人会準則」（そこでは「本村居住ノ女子ヲ以テ組織スル」とうたわれているように、町村Ⅱ地域基盤の全婦人の網羅組織が考えられている）の提示によって、同年から翌年にかけて「部落的婦人会」の統一による町村婦人会が小学校長の働きかけであいついで創設される。翌一

年一月の校長会における郡連合婦人会組織計画の郡長提示により、翌月二月一日にはすでに郡連合婦人会が結成されるといふ急テンポな組織化である。大正九年郡長指示では、既成「婦女会」が「華美ニ流レ遊惰ノ弊ヲ誘発シ婦女ノ品位ト徳操トヲ傷ツケムトスル傾向」あるをいましめ、小学校長にその防止策をかねて婦徳の涵養を要請しているのであるが、大正一〇年指示では「生活改善振興」が正面におしだされ、ようやく生活改善運動の地方レベルでの展開がみられはじめるのが特徴的である。⁽¹⁵⁾

このように、生活改善振興が地域婦人団体結成の主要な契機となったことは、他の地方でも同様である。京都府北桑田郡では大正一〇年から一一年段階で郡長奨励による町村婦人会設立数の急増がみられるが、事業内容として「生活改善研究」が特立されているし、⁽¹⁶⁾ 大正一二年五月に成立した兵庫県加西郡連合婦人会でも「風俗改善節約事項、社会改良事項励行」など生活改善事項が婦徳の涵養とならんで重視されている。⁽¹⁷⁾

明治期に極力その社会的活動を抑圧された地域婦人層が、すでに大正九年以降、「社会生活ニ馴レシメル」⁽¹⁸⁾ 必要が逆に強調されることによって、大戦後の思想善導対策・慢性不況克服対策の一環として、集団的に直接権力の網の目につつまこまれていき、郡連合婦人会の結成をへて、のちに文部省による全国的組織化の基盤とされていく状況が、この二・三の例によってもじゅうぶんに推察されるであろう。

しかし、地域婦人層の直接的掌握ルートが文部省に移されるためには、大正一四年一二月の地方社会教育官制公布による地方庁社会教育主事・主事補の設置による人事機構の整備がまず必要であったし、全国的な地域婦人団体の組織化には、昭和四年の社会教育局設置による社会教育行政の確立と、最終的な文部・内務両省の機能分担の完成が必要であった。

- (1) 「埼玉県女教師会に於いて——岡田長官の告辞」、『埼玉県教育会雑誌』第一一二号、埼玉県教育会、大正六年。
- (2) (3) 天野藤男『農村処女会の組織及指導』洛陽堂、大正五年。
- (4) 鳩山春子「婦人界の得たる欧州大戦の教訓」、内田茂文他『婦人年鑑』所収、日本婦女通信社、大正九年。
- (5) 福島四郎「婦人問題解決は戦後の根本問題」——大正六年六月一六日——同『婦人界三五年』所収、婦女新聞三五年記念会、昭和一〇年。
- (6) 生活改善同盟会『生活改善の葉』、生活改善同盟会、大正一三年。
- (7) 塚原政次「社会教育とは何ぞ」、文部省普通学務局『社会教育講演集』所収、文部省、大正一〇年。
- (8) 乗杉嘉寿「生活改善の意義」、同前所収。
- (9) 田子一民「青年団、女子青年会」、同前所収。
- (10) (11) 内務省社会局『全国処女会婦人会の概況』、内務省、大正一〇年。
- (12) 杉崎正義「今後の国民思想指導上教育者の注意すべき点」、雑誌『帝国教育』第四四七号、帝国教育会、大正八年。および前田正好同名論文、同前四四六号、大正八年。
- (13) たとえば、有馬暁鼓「農村女子の指導」、雑誌『福島県教育』第三〇巻第四号、大正三年。および吉田霍次郎「本県社会課の事業」、同前第三七巻第九号、大正一〇年。あるいは遠藤早泉「農村教化機関の改造」、前掲『帝国教育』第四三二号、大正七年。
- (14) たとえば、徳島県教育委員会『徳島県教育八〇年史』、徳島県教育委員会、昭和三〇年。
- (15) 山県郡教育会『山県郡教育誌』、郡教育会、昭和一八年。
- (16) 京都府北桑田郡『京都府北桑田郡誌』、北桑田郡役所、大正一二年。
- (17) 加西郡教育会『御大典紀念加西郡誌』、加西郡教育会、昭和四年。
- (18) 山県郡教育会前掲。